

事業概要およびこれまでの経緯（（仮称）三十三間山風力発電事業）

1 事業概要

- (1) 事業名 (仮称) 三十三間山風力発電事業
- (2) 事業者 東京都港区赤坂二丁目9番3号 第1松浦ビル2階
株式会社ジャパンウインドエンジニアリング
- (3) 事業内容 風力発電所の新設（陸上）
- (4) 事業規模 発電所の出力：最大 103,700 kW¹⁾
（単機出力 6,100 kW の風車を最大 17 基設置²⁾）
対象事業実施区域の面積：約 626.95 ha
【配慮書時点：約 905.46 ha】
- (5) 対象事業実施区域 滋賀県高島市および福井県三方上中郡若狭町
【配慮書時点：滋賀県高島市、福井県三方郡美浜町および
福井県三方上中郡若狭町の行政界周辺】
- (6) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲
滋賀県高島市、福井県三方郡美浜町および福井県三方上中
郡若狭町

1) 発電所の出力が 50,000 kW 以上であり、法アセス第 1 種事業に該当。

2) 事業者は、今後、設置する風車の単機出力が下がる場合には、最大出力の
範囲内で風車の設置基数を増やす可能性があるとしている。

2 手続きの経緯等

(1) 配慮書

- ・送 付 令和 4 年 9 月 30 日
- ・公告・縦覧 令和 4 年 9 月 30 日から 10 月 31 日まで
- ・住民意見の受付 令和 4 年 9 月 30 日から 10 月 31 日まで
- ・審査会（1 回目） 令和 4 年 11 月 7 日
- ・審査会（2 回目） 令和 4 年 12 月 5 日
- ・知事意見の提出 令和 5 年 1 月 12 日

(2) 方法書

- ・送 付 令和 5 年 9 月 13 日
- ・公告・縦覧 令和 5 年 9 月 14 日から 10 月 18 日まで
- ・住民意見の受付 令和 5 年 9 月 14 日から 11 月 2 日まで
- ・方法書説明会 令和 5 年 9 月 21 日、22 日、23 日
（福井県美浜町、福井県若狭町、滋賀県高島市）
- ・審査会（1 回目） 令和 5 年 9 月 22 日

知事意見の経済産業大臣への提出期限は、意見概要（上記の意見募集および説明会で収集された住民意見に事業者見解を添付したもの）が本県に提出された日から起算して 90 日以内。

（2）縦覧場所

- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- ・滋賀県高島環境事務所（高島市今津町今津 1758）
- ・高島市役所環境政策課（高島市新旭町北畑 565 番地）
- ・高島市役所今津支所（高島市今津町弘川 204-1）
- ・高島市役所マキノ支所（高島市マキノ町沢 1410 番地）
- ・高島市役所朽木支所（高島市朽木市場 604 番地）
- ・高島市役所安曇川支所（高島市安曇川町田中 89 番地）
- ・高島市役所高島支所（高島市勝野 21 番地）
- ・福井県エネルギー環境部環境政策課（福井県福井市大手三丁目 17-1）
- ・若狭町役場環境安全課（福井県三方上中郡若狭町中央 1-1）
- ・美浜町役場 1 階（福井県三方郡美浜町郷市 25-25）
- ・株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングホームページ
（<https://jwe.co.jp/>）

【発電事業にかかる環境影響評価審査のフロー】

